

令和6年度高知市職員採用資格試験

試験案内

初級事務Ⅱ（障がい者対象）

受付期間	令和6年8月15日（木）～令和6年9月5日（木） （郵送の場合は令和6年9月5日までの消印有効）
第1次試験	教養試験及び書類試験（書類試験提出は申込時）
試験日時	令和6年11月3日（日）午前9時00分から
試験会場	高知市役所本庁舎6階（高知市本町五丁目1番45号）

1 試験区分・採用予定人員・職務内容

試験区分	採用予定人員	職務内容
P. 初級事務Ⅱ （障がい者対象）	若干名	一般行政事務に従事します。

2 受験資格

試験区分	受験資格
P. 初級事務Ⅱ （障がい者対象）	平成2年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた人で次の要件を全て満たす人 (1) 障がい者の手帳（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳）の交付を受けている人 ※ 試験当日に障がい者の手帳を持参してください。 (2) 活字印刷又は点字による出題に対応可能な人

（注1）

(1) 視覚に障害のある方は、点字又は拡大活字問題による受験や拡大読書器を使用することができます。

点字問題については、その補助手段として試験問題を読み上げる音声機器（音声パソコン又はデイジー再生機）の使用もできます。

※ 使用する機器（点字器、点字筆記用具、音声機器等（拡大読書器除く。））は各自用意してください。

(2) 第1次試験ではマークシートを使用しますが、マークシートへの記入が難しい場合は、別に用紙を準備します。

上記対応を希望する方は、申込書の裏面「受験配慮希望欄」に必ず記入してください。

(注2)

- (1) 同じ受付期間にて別途募集する、令和6年度高知市職員採用資格試験との併願はできません。なお、任期付短時間勤務職員（事務Ⅱ）の試験との併願は可能です。
- (2) 学歴は問いません。
- (3) 受験資格を有する人であっても、次のいずれかに該当する人は受験できません。
 - ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - ② 高知市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
 - ③ 日本国憲法施行の日（昭和22.5.3）以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
 - ④ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産者の宣告を受けている人（心神耗弱を原因とする人以外）

3 申込方法

申込書及びエントリーシート（ホームページから日本産業規格A列4番の用紙に印刷可。申込書は2ページにわたりますが、片面又は両面印刷いずれでも可。）に必要事項を自筆で記入し、写真貼付欄に写真（申込前6か月以内に撮影されたもので、縦4cm×横3cm）を貼り、持参又は郵送のいずれかの方法によりお申込みください。

なお、申込書及びエントリーシートへの記入は、ペン又はボールペン（摩擦熱により容易に消去できるペンやパソコン等による文字入力はしないでください。）を用い、かい書で、ていねいに書いてください。

ただし、視覚又は上肢に障害があり、自筆での記入が困難な方は、代筆での記入が可能です。その際は、氏名記入欄の余白に代筆された方の署名を忘れないようにしてください。

また、点字問題による受験や車いす等補装具の使用など受験上の配慮を希望する方は、申込書の裏面「受験配慮希望欄」に必ず記入してください。

※エントリーシートも申込時に提出が必要です。

【持参による申込み】

受付期間	令和6年8月15日(木)～令和6年9月5日(木)(土曜日及び日曜日を除く。)
受付時間	午前8時30分から午後5時15分まで
受付場所	高知市役所本庁舎4階人事課（〒780-8571 高知市本町五丁目1番45号）

【郵送による申込み】

令和6年9月5日（木）までの消印のあるものに限り受け付けます。送信用封筒の表に「採用資格試験受験」と朱書し、返信用封筒（受験票送付先の住所及び氏名を明記し、84円分の切手を貼付した定形封筒（縦14～23.5cm，横9～12cm）に限る。）及びエントリーシートを同封の上、必ず簡易書留にて差し出してください。簡易書留の控えは、受験票が届かない場合の確認手段となりますので、必ず保管しておいてください。

なお、この郵送方法によらない場合の事故については責任を負いません。

<送付先：〒780-8571 高知市本町五丁目1番45号 高知市役所人事課>

※ 受験票は、申込受付後、順次発送しますが、9月13日（金）頃までに未着の際は、人事課（☎直通088-823-9410）へ照会してください。

4 試験の日時・場所及び試験方法等

(1) 第1次試験

科目	内容	試験日時	試験会場
教養試験 (択一式)	一般的教養及び知能についての高等学校卒業程度の筆記試験	令和6年11月3日(日) 午前9時00分～ 午前11時50分 (点字問題による試験の場合は、試験時間が異なります。)	高知市役所本庁舎6階 (高知市本町五丁目 1番45号)
書類試験	職員として必要な意欲、能力、文章表現力等を見るための試験	申込時に提出するエントリーシートにより審査します。	

【第1次試験当日に持参するもの】

- 障がい者の手帳

【第1次試験時の主な注意事項】

- 試験開始時間までに、試験会場に集合してください（時間厳守）。時間に遅れた場合は、原則として受験することができませんので注意してください。
- 試験会場には、受験者用の自動車の駐車場がありません。受験される方は二輪車もしくは公共交通機関等を利用してください。なお、試験会場及び周辺への無断駐車は絶対にしないでください。
- 試験会場のゴミ箱は利用できませんので、ゴミは各自が持ち帰ってください。
- 教養試験はマークシートを使用しますが、マークシートへの記入が難しい場合は、別に用紙を準備しますので、申込書の裏面「受験配慮希望票」に必ず記入してください。

(2) 第2次試験

第1次試験合格者に対して行います。試験日時・会場等詳細については、第1次試験合格発表等の際にお知らせします。

科目	内容	試験日	試験会場
個人面接	主として人物の人柄や性格等についての個別面接を行います。	令和6年 11月23日(土・祝)	別途通知します。

5 資格調査

第2次試験受験者の受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について調査します。

6 合格発表

第1次合格発表	合格者の受験番号は高知市役所東側掲示板に掲示するとともに、高知市ホームページ（アドレス： https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/9/ ）に掲載しますので、ご確認ください。 また合格者の方には、合格通知とともに、第2次試験の試験日時・会場等詳細について通知します。
令和6年11月8日（金）	
最終合格発表	合格者の受験番号を高知市役所東側掲示板に掲示し、高知市ホームページに掲載するとともに、合格者の方に通知します。
令和6年11月29日（金）	

※ 不合格の方へは全員（ただし、すべての試験科目を受験しなかった方は除く。）に総合得点、順位、受験者数、合格者数を記載した試験成績を通知します。

7 合格から採用まで

(1) 最終合格者は、令和7年4月1日に採用候補者名簿に登載され、登載の日から原則として1年間（本人の状況によっては削除されることがあります。）高知市職員として採用の資格が与えられます。

なお、採用予定日は、原則として令和7年4月1日以降となります。

受験資格が無い場合や、申込書等の記載事項に虚偽又は不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。

(2) 最終合格者に対して、直ちに文書で入庁意思の確認を行います。この意思確認において、「採用辞退」の回答があった場合又は期限内に回答が無い場合は、採用される資格を失います。なお、採用辞退等により、採用候補者名簿からの削除があった場合は、合格者の追加発表を行うことがあります。

(3) 地方公務員法第22条の規定により、採用の日から6か月の期間は条件付採用期間とし、その間の勤務成績が良好な場合に正式採用となります。

※ 条件付採用期間は、勤務状況等により、最長1年まで延長する場合があります。

8 給料等

給料は、原則として下表の給料表による金額以上が支給されます（ただし、給与改定により変動する場合があります。）。このほか住居手当、通勤手当、期末勤勉手当等の諸手当が支給されます。

職 種	給 料	給料表
P. 初級事務Ⅱ（障がい者対象）	166,600円	行政職給料表1級5号給

9 その他

この試験において提出された書類等は、一切返却できません。

申込書等に含まれる受験者の個人情報については、採用試験以外の目的には一切使用しません。ただし、最終合格者の個人情報は人事情報として使用します。

受験手続、その他試験に関することは、人事課（☎直通088-823-9410）にお問い合わせください。

注意事項

- 1 受験票は本人確認に使用しますので試験終了まで大切に保管し、試験会場に必ず持参してください。受験票を持参しなければ、原則として受験することができません。
- 2 受験者は試験当日、筆記用具（鉛筆はHB 5～6本、シャープペンシル不可）を持参してください。
- 3 試験途中で受験を中止した場合は、その試験を受けることができません。
- 4 問題用紙及び試験答案紙は必ず提出し、持ち帰ってはいけません。
- 5 試験会場において、受験者は試験委員及び係員の指示に従わなければなりません。
- 6 試験中は計算機又は計算機能が付いた時計、携帯電話等の使用はできません。

試験日程の変更は原則として行いません。

特に遠隔地から受験される方については、悪天候などによる主要交通機関（鉄道、航空機及び高速バス等）の運休などが予想される時は、早めに移動するなどして試験に備えるようにしてください。

なお、諸般の事情により試験実施が困難なときは試験を中止し、後日、改めて試験を行うことがあります。その際はホームページへの掲載又は電話等で試験実施日及び合格発表の日程変更等をお知らせします。

試験当日のお問い合わせは、午前8時まで高知市役所（☎代表 088-822-8111。直通番号は不可）へお願いします。

10 会計年度任用職員経験者について

会計年度任用職員経験者を対象とした試験も併せて実施します。

(1) 試験区分・採用予定人員・職務内容

試験区分	採用予定人員	職務内容
Z. 初級事務Ⅱ (障がい者対象)	若干名	一般行政事務に従事します。

(2) 受験資格

試験区分	受験資格
Z. 初級事務Ⅱ (障がい者対象)	次のいずれにも該当する人 (1) 昭和40年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた人 (2) 令和6年8月15日(受付開始日)に、本市の会計年度任用職員として在職している人 (3) 令和6年8月1日時点で、連続して2年以上本市の会計年度任用職員として在職している人(任期付職員から引き続き会計年度任用職員として雇用されている人は、任期付職員としての在職期間も当該在職期間に含む。) (4) 令和5年度及び令和6年度において欠勤がない人 (5) 障がい者の手帳(身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳)の交付を受けている人 ※ 試験当日に障がい者の手帳を持参してください。 (6) 活字印刷又は点字による出題に対応可能な人

なお、詳細については、人事課（☎直通088-823-9410）にお問い合わせください。